

## 公 示 送 達 書

愛知県愛西市長 日 永 貴 章

次の書類を地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は愛西市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

| 送達を受けるべき者 | 氏名(名称) | 送達すべき書類        |
|-----------|--------|----------------|
|           | 加藤 久基  | 地方税法により送達すべき書類 |
|           | 荒 和幸   | 地方税法により送達すべき書類 |
|           | 服部 孝年  | 地方税法により送達すべき書類 |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |
|           |        |                |

(注意)

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき(令和 8 年 7 月 16 日)に、書類の送達があったものとみなされます。